

13水漁第1492号
平成13年8月31日

漁業信用基金協会理事長 殿

水産庁長官

日中関連水域沿岸漁業等経営安定資金の借換緊急融資資金への指定
について

「新日中漁業協定関連対策特別基金造成事業の運用について」（平成12年12月18日付け12水管第2710号水産庁長官通知）第4の5の（2）のアの（ア）及び（ウ）に規定する漁業者借換資金及び漁業協同組合借換資金については、中小漁業融資保証法（昭和27年法律第346号）第77条の規定に基づき、平成13年8月23日財務省・農林水産省告示第45号により、緊急融資資金として指定されるとともに、中小漁業融資保証法施行令（昭和28年政令第16号）第6条の表第4号の規定に基づき、平成13年8月23日財務省・農林水産省告示第46号により、借換緊急融資資金として指定されたので、御了知ありたい。